

令和5年度 障がい者虐待受理状況

資料8

| No. | 新規 継続 | 通報者 | 虐待の種別 | 虐待行為の種別 | 障害種別 | 障害の程度 | 区分 | 性別 | 年齢 | 利用サービス | 調査の結果 | 内容・対応 | 備考 |
|-----|----------|-------|----------|---------|------|-------|-----|----|----|------------|-------|---|-----------------------------|
| 1 | 新規 | 施設従事者 | 障害者施設従事者 | 経済的虐待 | 身体障害 | 2級 | 区分5 | 男性 | 64 | 共同生活援助（GH） | 虐待認定 | GH施設長が利用者の通帳から現金引き落とし横領。同GHで同様の被害者複数あり、援護地も複数。GHから家族への謝罪と返金済。 | 実施主体：県 |
| 2 | 新規 | 本人 | 使用者 | 心理的虐待 | 身体障害 | 不明 | なし | 男性 | 37 | なし | 判断不可 | 使用者による虐待（疑い）。また、相談者の援護地が他市で相談歴あったが対応してもらえなかったとの経過から県に報告済。 | 実施主体：県 労働基準局 援護地：宇都宮市 |
| 3 | 新規 | 親族 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 知的障害 | 3級 | 不明 | 男性 | 19 | 共同生活援助（GH） | 判断不可 | 施設従事者による虐待（疑い）。また、相談者の援護地が他市のため他市に報告済。 | 実施主体：援護地 世田谷区 |
| 4 | 新規 | 医療機関 | 養護者 | 心理的虐待 | 知的障害 | B2 | なし | 男性 | 27 | なし | 虐待は否認 | 父による心理的虐待の疑い。しかし、調査の結果、明らかな虐待と認定する状況にはないと判断。 | 一般就労者 |
| 5 | 新規 | 教育機関 | 使用者 | 身体的虐待 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 就労継続支援B型 | 判断不可 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、被害者の特定不可。 | |
| 6 | 新規 | 職場の同僚 | 使用者 | 身体的虐待 | 知的障害 | A2 | 不明 | 不明 | 男性 | 施設入所支援 | 判断不可 | 使用者による虐待（疑い）。また、相談者の援護地が他市のため他市に報告済。 | 実施主体：県 労働基準局 援護地：栃木市 |
| 7 | 新規 | 施設従事者 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 施設入所支援 | 判断不可 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、被害者の特定不可。 | 実施主体：野木町 |
| 8 | 新規 | 施設利用者 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 身体障害 | 1級 | 区分6 | 男性 | 50 | 施設入所支援 | 虐待は否認 | 施設従事者による虐待（疑い）。被害者が特定でき調査実施。利用者間トラブルによる内容だったが、根底には職員の人員不足と判断し、県に報告。 | 実施主体：栃木県 |

令和5年度 障がい者虐待受理状況

資料8

| No. | 新規 継続 | 通報者 | 虐待の種別 | 虐待行為の種別 | 障害種別 | 障害の程度 | 区分 | 性別 | 年齢 | 利用サービス | 調査の結果 | 内容・対応 | 備考 |
|-----|----------|-------|----------|---------|------|-------|-----|----|----|------------|-------|--|----|
| 9 | 新規 | 保護者 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 知的障害 | A1 | 区分6 | 男性 | 14 | 短期入所 | 虐待は否認 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、調査の結果、明らかな虐待と認定する状況にはないと判断。 | |
| 10 | 新規 | 施設従事者 | 障害者施設従事者 | 放棄・放置 | 知的障害 | B1 | 区分4 | 男性 | 80 | 共同生活援助（GH） | 虐待は否認 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、調査の結果、明らかな虐待と認定する状況にはないと判断。 | |
| 11 | 新規 | 施設従事者 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 精神障害 | 2級 | 区分3 | 男性 | 51 | 就労継続支援B型 | 虐待は否認 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、調査の結果、明らかな虐待と認定する状況にはないと判断。 | |
| 12 | 新規 | 施設従事者 | 障害者施設従事者 | 身体的虐待 | 知的障害 | A1 | 区分5 | 男性 | 20 | 生活介護 | 虐待は否認 | 施設従事者による虐待（疑い）。しかし、調査の結果、明らかな虐待と認定する状況にはないと判断。 | |